

地域安全ニュース

平成24年1月16日 H24 - 2

貴金属等の押し買いに注意!!

最近、不意に自宅等を訪問し、指輪やネックレス等の宝飾品や貴金属を執拗な勧誘、居座り行為や付きまといなどにより、強引に買い取りを行う悪質業者による、押し買いトラブルが急増しています。

貴金属等の古物を買取るには、古物営業の許可が必要ですが、このような業者のなかには、無許可で営業をしたり、また、許可があっても法律を守らない悪質な業者もいます。

悪質業者の実例

貴金属等を売るまで帰らなかったり、貴金属等を出すようしつこく要求する。
「査定だけでも」と言い、指輪等を出させ買取を求めたり、不当に安い値段で買い取る。
断っても家に上がり込んで、勝手にタンスや整理棚などを物色する。
対応するまでしつこくチャイムを鳴らしたり、ドアをノックする。
着物の買取りと思ったら、貴金属の買取をしつこく要求する。
「解約はできない」旨の書面に署名させ、解約に応じない。
返品を申し出ると、「溶かしてしまった」「売ってしまった」などと申し立て、返品に応じない。
領収書や明細書を渡さない。また、業者名等を名乗らず、あっという間に帰ってしまう。

～防犯のポイント～



いったん業者に引き渡した貴金属等を取り戻すのは極めて困難であることから、契約するかどうかは慎重に検討してください。

毅然と断る

買い取ってもらうつもりがないのなら、毅然と断る。
訪問した業者が退去しない場合や執拗に貴金属等を出すよう迫る時は、警察(110番)に通報する。

ひとりで対応しない

業者が強引に、売るつもりもない貴金属等まで買い取ってしまうこともあるので、家族や近所の人に同席してもらい、ひとりで対応はしない。

相手をよく確認する

契約の前に古物許可証や行商従業者証等の提示を求め、業者名(相手)・住所・連絡先などを確認する。許可を受けた古物商は、「許可証」又は「行商従業者証」の携帯が義務付けられています。

書面をもらう

買い取り条件や買取品の全てが記載された書面を作成してもらい、その控えを受け取る。

相談をする

法律に違反する疑いがあるとき、怖い思いや不安に感じたときには、警察や消費生活安全センターに相談する。